

瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第40号

瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和57年瀬戸市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>瀬戸市下水道事業受益者負担金条例</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第12条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パ</u></u></p>	<p style="text-align: center;"><u>瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第12条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パ</u></u></p>

一セントの割合) とする。

一セントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合) とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、題名の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市下水道事業受益者負担金条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。